

介護老人保健施設桜山荘入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 桜山荘（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設桜山荘入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙重要事項説明書の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定されたとき
- (2) 当施設において定期的実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活できると判断されたとき
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険サービスの提供を超えると判断されたとき
- (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2カ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われないとき
- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行ったとき
- (6) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができないとき

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、＜別紙1＞「介護保険施設サービスについて」第3項の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いのうえ、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持）

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得たうえで行うこととします。

- (1) 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第10条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又、備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第11条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸省令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設桜山荘入所利用同意書

介護老人保健施設桜山荘を利用するにあたり、入所利用約款及び「重要事項説明書」、別紙1「介護保険施設サービスについて」、別紙2「個人情報の利用目的」、別紙3「日用品費及び教養娯楽費の選択について」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け十分に理解した上で入所利用について同意します。

平成 年 月 日

《利用者》

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____
《身元引受人》

氏 名 _____ 印 続柄 _____

住 所 _____

社会福祉法人まつみ福祉会
介護老人保健施設 桜山荘
管理者 砂川 亨 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

フリガナ	-----		
氏 名	(続柄)	(年齢)	才
住 所	〒 _____		
連絡先	自宅 ()	—	
電話番号	携帯 ()	—	
	勤務先 ()	—	勤務先名

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先1】

フリガナ	-----		
氏 名	(続柄)	(年齢)	才
住 所	〒 _____		
連絡先	自宅 ()	—	
電話番号	携帯 ()	—	
	勤務先 ()	—	勤務先名

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先2】

フリガナ	-----		
氏 名	(続柄)	(年齢)	才
住 所	〒 _____		
連絡先	自宅 ()	—	
電話番号	携帯 ()	—	
	勤務先 ()	—	勤務先名

介護老人保健施設桜山荘のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

平成 年 月 日

社会福祉法人まつみ福祉会
介護老人保健施設 桜山荘
管理者 砂川 亨 殿

< 利用者 >

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

< 身元引受人 >

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 ()

住 所 _____

電話番号 _____

< 連帯保証人 >

氏 名 _____ 印

利用者との関係 ()

住 所 _____

電話番号 _____

介護老人保健施設のサービス【入所、(介護予防)短期入所療養介護】を利用するにあたり、介護老人保健施設桜山荘利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

記

1. 介護老人保健施設桜山荘の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設桜山荘に対し一切迷惑をかけません。

以上